

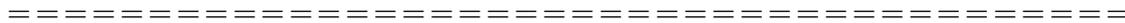
建設業関連情報メールマガジン
第87号
(2017年3月16日発行)

建設業関連情報メールマガジン第87号をお届けします。
このメールマガジンは、「建設業関連情報メールマガジン」の配信を申込みされた方々に配信しています。
なお、配信停止を希望される方は、お手数ですが本メール末尾を参照下さい。

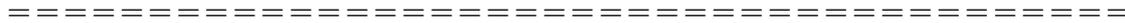


I N D E X

- 1. 「中小企業等経営強化法」の経営力向上設備等の対象範囲と「経営力向上計画」の申請様式が変わりました！
～H29. 3. 15以降の申請時に御留意願います～
- 2. 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」を公表しました。
～法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう～



- 1. 「中小企業等経営強化法」の経営力向上設備等の対象範囲と「経営力向上計画」の申請様式が変わりました！
～H29. 3. 15以降の申請時に御留意願います～



経営力向上計画を実施する上で必要となる「経営力向上設備等」については、これまで機械装置に限定されていましたが、今般、サービス業を中心とする中小企業の一層の生産性向上を図る観点から、対象設備の種類を器具備品、工具、建物附属設備等に拡充しました。

同時に、「経営力向上設備等」の証明書類に関しても、従来の工業会等による証明書に加え、投資計画に関する経済産業大臣の確認書が対象となりました。

また、設備の種類が増えることに伴い、経営力向上計画における経営力向上設備等に関する記載事項も変わりました。

◎ 詳細はこちら↓（中小企業庁HP）

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2017/170315kyoka.htm>

=====
2. 「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順（簡易版）」を公表しました。
～法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましょう～
=====

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)」について、国土交通省HPにアップされております。

引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の提出についてお願い致します。

◎ 詳細はこちらから↓（国土交通省HP）

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html



（バックナンバーについて）

配信済みのメールマガジンについては、以下のURLよりご覧いただけます。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/mail/backnumber.pdf>

（配信停止の手続き）

このメールマガジンの配信停止をご希望の方は、以下のURLより「メールマガジン配信登録・解除」にアクセスし、解除登録を行ってください。

<http://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/index.html>

（配信元）

国土交通省 北陸地方整備局 建政部 計画・建設産業課（建設業ライン）

※ このメールに対して直接の返信はご遠慮願います。

